

●香川県告示第496号

平成3年香川県告示第89号（母子保健法施行細則の規定による徴収する費用の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行し、改正後の規定は、同月分以後に係る費用徴収について適用する。

平成21年10月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線に示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">徴収基準額表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、<u>314条の8</u>並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）に限る。）及び第3号（寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで</u></p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p>	<p>別表</p> <p style="text-align: center;">徴収基準額表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) <u>所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで</u></p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p>